

## 【 投薬 】

### 409 ニコランジル錠（狭心症のない心筋症等）の算定について

《令和6年12月27日》

#### ○ 取扱い

狭心症のない次の傷病名に対するニコランジル錠(シグマート錠 2.5mg 等)の算定は、原則として認められない。

- (1) 心筋症
- (2) 特発性拡張型心筋症
- (3) 心不全

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

ニコランジル錠(シグマート錠 2.5mg 等)の添付文書の効能・効果は「狭心症」である。また、薬理作用として、冠血管拡張作用や冠血管攣縮緩解作用等を有しており、これらの作用は狭心症の治療に有用である。

一方、心筋症は「心機能障害を伴う心筋疾患」<sup>\*1</sup>、心不全は「なんらかの心臓機能障害、すなわち、心臓に器質的および/あるいは機能的異常が生じて心ポンプ機能の代償機転が破綻した結果、呼吸困難・倦怠感や浮腫が出現し、それに伴い運動耐容能が低下する臨床症候群」<sup>\*2</sup>であり、これらと狭心症とは区別されるべきものと考える。

以上のことから、狭心症のない心筋症、特発性拡張型心筋症、心不全に対するニコランジル錠(シグマート錠 2.5mg 等)の算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) 日本循環器学会 日本心不全学会合同ガイドライン「心筋症診療ガイドライン（2018年改訂版）」より

(※2) 日本循環器学会 日本心不全学会合同ガイドライン「2021年 JCS／JHF Sガイドライン フォーカスアップデート版 急性・慢性心不全診療」より